

2022 年度

「学校囲碁授業」普及補助申請

事務手続き要領

申請書を記入する前に必ずお読み下さい

◇提出及びお問い合わせ先◇

公益財団法人日本棋院 普及部 学校普及担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7-2

電話:03-3288-8612 E-mail:sch_bokin@nihonkiin.or.jp

対応時間:平日 10:00~17:00(土日祝及び年末年始休み)

・・・はじめに・・・

- ・次ページ以降を熟読の上、申請書類を作成してください。
- ・提出書類は必ず2022年度の様式を使用してください。その他の様式での申請は受付不可となります。
- ・提出書類を記入するときは、記入例を参考に記入漏れや間違いがないようにしてください。
- ・記入漏れ、内容に間違いがあることに気が付いた場合は、書類の再提出をお願いします(電話・Eメール等での訂正は受付いたしかねます)
- ・申請書の提出期限を過ぎた場合は受付不可となります。
- ・本補助には予算に上限があります。過去に承認されている申請でも今年度は非承認となる場合もございます。

各種申請書下記からダウンロードできます。

【事務手続き要領】

https://www.nihonkiin.or.jp/sch_donation/pdf/01_tetuduki_2022.pdf

【普及補助申請書】

https://www.nihonkiin.or.jp/sch_donation/pdf/02_shinsei_2022.pdf

【完了報告書】

https://www.nihonkiin.or.jp/sch_donation/pdf/04_kanryou_2022.pdf

「学校囲碁授業」普及補助の申請について

【適応範囲】

小中高等学校、幼稚園、保育園、大学等で実施される囲碁授業・教室。

※正課授業、新規申込みが優先となります。

※部活動・大会・イベント・講演会等への使用は適用しない。なお適用は、日本棋院が審査・承認したものに限りませう。

※日本棋院のカリキュラムで実施してください。

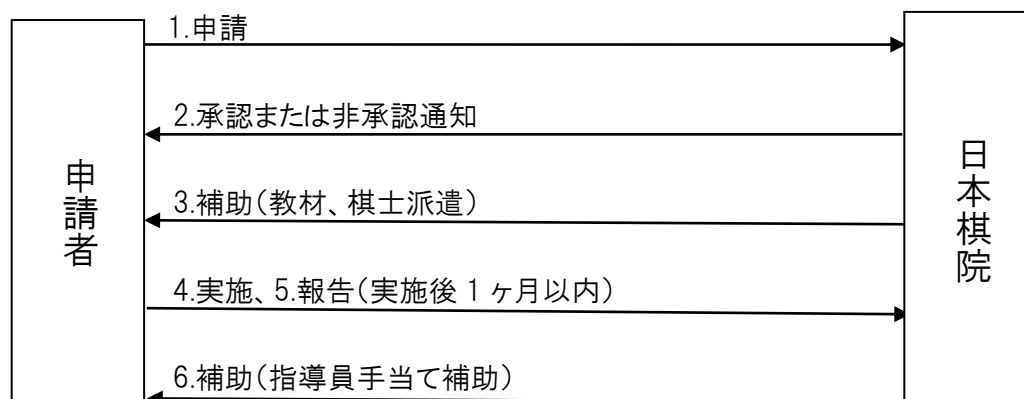
【補助・割引内容】

- ・学校等で囲碁教室を行う講師料(謝礼の一部)
- ・学校で使用する入門教材の無料貸出と贈呈
- ・碁盤、碁石、テキストなど教材の割引販売(2割引)

【申請者の要件】

学校囲碁授業実施を希望する学校、囲碁普及を目的とする団体(個人名での申請は不可)

【申請手続の流れ】



1. 申請者(主催者)は、実施計画を立て、提出期限必着で日本棋院へ申請。
2. 日本棋院は申請内容を審査し、補助承認の可否を申請者へ通知。
3. 日本棋院は承認通知の内容に従って、教材の送付、棋士派遣の補助。
- 4.5. 申請者(主催者)は承認を受けた後、申請書と承認通知の内容に沿って囲碁授業・教室を実施し、終了後1ヶ月以内に日本棋院へ完了報告。
6. 日本棋院は申請者(主催者)の完了報告書のうち、囲碁指導員手当の申請があった場合実施内容を確認し、承認した金額を上限として補助。

※ 「学校囲碁授業」普及補助の予算額を超過して申請があった場合にはご希望に添えない場合があります。

①申請

- ・申請内容が【適応範囲】【補助内容】【申請者の要件】の条件を満たしていることをご確認ください。
- ・必ず指定の申請書を使用してください。添付書類も含め提出書類は A4 判横書きで提出してください。
- ・申請書の「3.開催日時・回数」を記入する際、正確な開催日、日程が決まっていない場合は予定を記入してください。月のみでも可。(実施回数、実施時間は必須)
- ・申請書の「5.事業申請内容」を記入する際、該当する項目の□にチェックをしてください。
- ・申請は以下の提出期限までに郵送してください。ファックス、Eメールは不可です。

※期日を過ぎて申請された場合は受付不可となります。

～申請書提出期限～

第1期申請(2022年4月1日～6月30日実施)…2022年2月25日(金)必着

第2期申請(2022年7月1日～9月30日実施)…2022年5月13日(金)必着

第3期申請(2022年10月1日～2023年3月31日実施)…2022年8月12日(金)必着

※期をまたがって実施する場合は最初の実施日が含まれる期で申請してください。

例)4月6日～12月14日まで実施する場合は第1期申請

【申請書・報告書送付先】

〒102-0076

東京都千代田区五番町 7-2

公益財団法人日本棋院 普及部 学校普及担当

【お問い合わせ】

TEL:03-3288-8612 FAX:03-3261-5841

E-mail:sch_bokin@nihonkiin.or.jp

- ・申請書に記入漏れや不備等がある場合、申請書を再提出していただきます。
- ・補助内容は単年度で完了するものとし、同補助を次年度も継続する場合には新たに申請し、承認を得ていただきます。
- ・申請は年度内1校あたり1回のみです。期をまたがって実施する場合は、開始日の期で申請してください。
- ・囲碁授業・教室の実施にあたり虚偽の申告、または基金の目的に反すると日本棋院が判断した場合、補助はいたしません。

②承認可否

- ・申請受付後、第1期申請は2022年3月中旬、第2期申請は2022年5月下旬、第3期申請は2022年8月下旬に日本棋院が審査して補助承認の可否を申請者へ文書にて通知します。
(希望される場合は申請者以外1名まで承認または非承認通知の写しを送付します。申請書の「7.団体の連絡先」の□上記宛に承認通知写しの送付を希望しますの□にチェックをしてください。)
- ・日本棋院が申請内容を審査し、年度予算限度額内で承認・非承認を決定します。
- ・承認後、申請内容を変更する場合は、速やかに日本棋院へ届け出てください。但し変更内容によっては、承認後であっても承認を取り消すことがあります。
- ・申請内容または主催者が承認後に著しく変更されたとき、日本棋院の信用を傷つける行為を行ったときは、承認を取り消すことがあります。

③実施

申請、承認内容に沿って実施してください。

補助事業である旨の表示について…実施にあたり、印刷物を作成する場合やホームページに掲載する際、またメディアの取材を受ける場合は「学校囲碁授業普及補助」を受けた旨の表示をお願いします。

表示例:「この囲碁教室は日本棋院学校囲碁授業普及補助により実施されました」「この教室は日本棋院の補助を受けて実施します」など

※表示がない場合、次年度の申請をお断りする場合があります。

④報告

- ・囲碁授業、教室の終了後、1ヶ月以内に完了報告をご提出ください。提出がない場合、補助は行いません。また次回の申請も受け付けません。
- ・完了報告書は指定の様式を使用してください。
- ・囲碁指導員手当を申請する場合は領収書のコピー(主催者が事前に支払っている場合)と指導員名簿、日程表、参加人数がわかる資料(教室内写真、参加者名簿等)を添付してください。添付書類に不備がある場合補助金は支払われません。
- ・完了報告後においても、日本棋院が成果の波及効果や追跡評価を行う際、調査にご協力していただく場合がありますので、よろしく願い申し上げます。
- ・補助事業報告書、日本棋院ホームページ等に完了報告書に記載の貴団体名、事業内容、囲碁教室で得られた効果等を掲載し、公表させていただきます。また弊院から囲碁情報等をご案内させていただくことがございますので予めご了承ください。(寄付者への報告義務のため)

⑤補助

- ・講師(日本棋院所属棋士)派遣

申請者(主催者)が、講師を依頼する場合、日本棋院所属棋士を特別金額で派遣します。※表1をご参照ください

講師料(謝礼)全額のご負担が難しい場合、ご負担いただける金額を申請書所定の欄にご記入ください。

申請内容を審査し、日本棋院が講師料(謝礼)の一部を補助いたします。

開催場所が日本棋院の拠点地域(東京、名古屋、大阪)から遠方の場合、交通費・宿泊費は、主催者(申請者)でご負担いただきます。

講師(棋士)の講義時間は、1日4時間未満とし、それ以上希望される場合は差額の謝礼をご負担いただきます。講師(棋士)の指名はできません。特定の棋士を希望する場合は講師料(謝礼)を全額ご負担いただきます。※表1をご参照ください

講師(棋士)の人数・回数は申請内容を審査して日本棋院が決定します。

派遣回数は原則として2回までとさせていただきます。例:全10回実施の場合、最初と最後の教室を講師(棋士)が担当し、8回は囲碁指導員(アマチュア)が担当するなど

※表1

【学校囲碁授業講師派遣・規定料金】

講義時間	講師料(謝礼)
1. 1時間未満	10,000円
2. 2時間未満	15,000円
3. 3時間未満	25,000円
4. 4時間未満	35,000円

・囲碁指導員(アマチュア)手当補助

主催者が囲碁指導員(アマチュア講師・またはアシスタント)を依頼する場合、主催者が支払った手当の一部または全額を補助します。(日本棋院で囲碁指導員のご紹介はしておりません)

アマチュア講師・アシスタントの補助額は実施内容により日本棋院が決定します。

補助基準:受講生徒 10 名迄 1 名の指導員

囲碁指導員の選定は主催者が行い、日本棋院には一切の責任が生じないものとします。

囲碁指導員手当補助を申請する場合は報告書作成のときに領収書(主催者が事前に支払っている場合)のコピーと指導員名簿、日程表、参加人数が分かる資料(教室内写真、参加者名簿など)、補助金振込先情報等が必要となります。提出書類に不備がある場合、補助金は支払われません。

囲碁指導員手当で補助は3年間を限度といたします。4回目以降は申請いただいても非承認となります。

・囲碁教材補助

囲碁授業・教室で使用する学校の備品として、入門用教材の無料貸出、入門用教材の贈呈、また、囲碁教材を割引価格で販売します。送料は主催者(申請者)負担となりますが、囲碁教材販売につきましては、購入額が2万円を超える場合、送料無料。

- ① 入門用教材の無料貸出:7・9 路盤セット(ビニール碁盤、プラスチック碁石)、解説用 7・9 路盤セット(紙製碁盤、マグネット碁石)の無料貸出。

※年度内で1団体1回の補助を原則とします。

※継続して本補助を利用し、貸出教材を前年度から引き続いて使用している主催者(申請者)は申請書の囲碁教材支援欄に貸出品の内容を記入してください。(例:7・9 路盤セット×10、解説用 7・9 路盤セット×1)

※貸出品に破損・紛失があった場合、次年度の申請で教材の貸し出しをお断りする場合がありますので、返却の際は確認をお願いします。



※紙製 7 路盤

- ② 入門用教材の贈呈:紙製 7・9 路盤と囲碁入門ガイドを参加人数分贈呈します。
※年度内で1団体1回の補助を原則とします。
- ③ 囲碁教材販売:日本棋院で取り扱う囲碁教材(盤石、日本棋院出版書籍)を割引価格で販売
※承認以前に購入した囲碁教材は割引対象外となります。

上記適用内容等で例外的な扱いは、日本棋院普及部学校普及担当の審査・承認により運用することとする。

2015年4月1日施行
2017年5月2日改定
2018年1月5日改定
2018年12月18日改定
2019年12月17日改定
2020年12月22日改定
2021年11月11日改定